静岡県告示第658号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年8月10日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和3年8月10日

静岡県知事 川勝平太

	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の期日
		479 [□] .		島田市神尾字大津根75番の247から							△ ₹□2左0日10日
473号				島田市神尾字大沢71番の12まで							令和3年8月10日